

令和6年度 第1回 地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー



スポーツ庁

スポーツ施設の安全管理・ユニバーサル デザイン化の推進

令和6年10月31日（木）

スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 付



スポーツ庁

目次

- 1 スポーツ施設の安全管理
- 2 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化

地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現

ハード・ソフト両面から、施設の安全確保を行い、
地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる
環境を整備していくことが求められる。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十二条 国及び地方公共団体は、**国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする**とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、**当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図る**よう努めるものとする。

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）

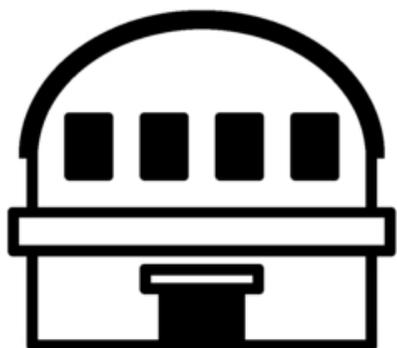
① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現
（「質」的充実）

ク 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、**スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供**や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化等の自然災害への**ハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進**する。

- スポーツ施設の安全管理に関する事項

体育館の床板

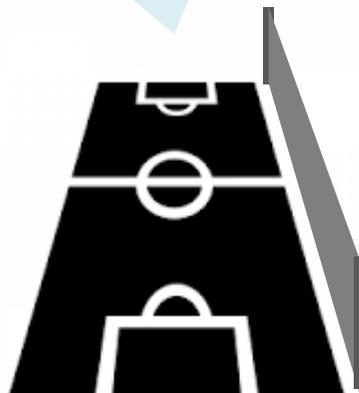
通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」



体育館

防球ネット

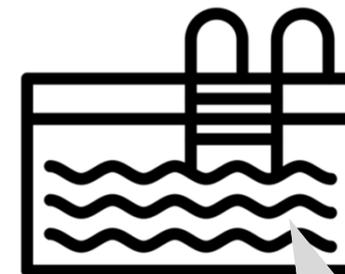
「既存防球ネット点検マニュアル」



グラウンド

水泳等

「プールの安全標準指針」
通知「水泳等の事故防止について」



プール

熱中症

通知「熱中症事故の防止について」



運営

消費者事故の場合、通知

通知「消費者事故等の通知について」

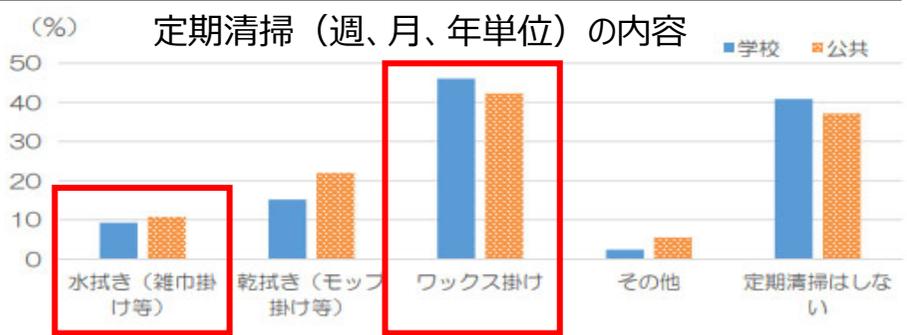
体育館の床板剥離による負傷事故防止

スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故について、日頃より十分な情報収集を行うとともに、事故が発生しないよう施設を健全な状況に維持し、危険が予見される場合は一時中止などの適切な対応をとることが必要。
 例：プールの排水設備等に起因するもの、体育館のフローリングの劣化等によるもの等

■ 体育館の床板剥離の原因

不適切な維持管理も事故原因の1つ

1. 水拭き及びワックス掛けの実施による床板の含水率の逸脱
2. 日常点検・定期点検の不実施
3. 長期的な改修計画の不策定、計画に基づく改修・補修の不実施



消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】
 -体育館の床板の剥離による負傷事故-（消費者安全調査委員会）



※ 比較的新しい施設でも発生しうる
 ○長さ30cm程度

■ 事故防止のための適切な維持管理 5 項目

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知） / 29施企第2号 平成29年5月29日付け

1. 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）
2. 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置
 - 点検記録表に基づき実施した記録を保管
 - 不具合があれば写真撮影、位置・箇所数とともに記録保管
 - 速やかな応急処置、補修
3. 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定
 - 上記1, 2について仕様書に定める
 - 受託者にスポーツ施設管理士資格を有する者がいること等を条件化
4. 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管
 - 個別施設計画等に長期的な改修計画を策定
 - 補修・改修の記録を保管し、新築時に設計者・施工者へ伝達
5. 施設利用時における注意事項の利用者への周知
 - 利用者の目につく場所に掲示し、注意事項を伝える



※点検記録表、注意事項の掲示事項など具体的な内容は、消費者庁HP掲載の調査報告書を参照ください。
 【参考】「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 体育館の床板の剥離による負傷事故（平成29年5月29日）」
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf

■水泳等の事故防止について（通知）

➤水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「**プールの安全標準指針**」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）を参考として、**地域の実情に即した適切な措置を徹底**

➤プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、**安全点検及び確認を徹底**

(1) プールの利用期間前に、

✓ **排（環）水口の蓋の設置の有無**を確認

✓ 蓋がない場合及び固定されていない場合は、**早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善**を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても**丈夫な格子金具とする**などの措置をし、いたずらなどで**簡単に取り外しができない構造**とすること

✓ 屋内プールにあっては、**吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること**

(2) プールを安全に利用できるよう、

✓ **救命具の設置**や、**プールサイド等での事故防止対策**を行う

✓ 適切かつ円滑な**安全管理を行うための管理体制**を整えること

✓ 監視員については、**プール全体がくまなく監視できるよう十分な数**を配置

✓ 救護員についても、**緊急時に速やかな対応が可能となる数**を確保すること

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、

✓ 安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、**就業前に十分な教育及び訓練**を行うこと

✓ 使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、**就業前に同様の教育、訓練**を行うこと

これら通知等を参考にいただきつつ、細部にわたる規則やルールは、各地域の実情や条例等に沿って判断・決定いただくことを心掛けていただきます。

■ 熱中症事故の防止について（通知）



環境省

×



気象庁

熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

※具体的な内容は、弊庁HP掲載の通知をご覧ください。

【参考】スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）

（令和5年5月12日付）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00033.html

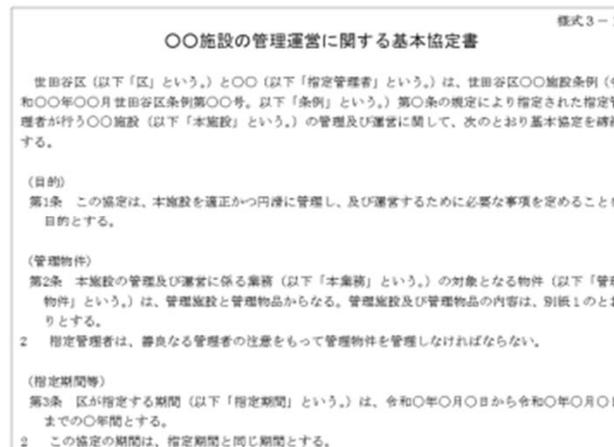
- ✓ 熱中症の発生は、梅雨の合間に気温が急に上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、身体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことも留意
- ✓ 市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター、**社会体育施設等**）を「**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**」として指定可能

事例〇. 指定管理者との協定の例

指定管理者が管理主体となる施設では、自治体と施設の管理運営に関する協定を結んでいる。（世田谷区）



世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（世田谷区）
【管理主体】指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）



施設の管理運営に関する基本協定書の例

世田谷区、指定管理者制度運用に係るガイドライン第4版 p.42
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/022/001/d00147788_d/fil/shiteikanri4.pdf

※上記協定は改正気候変動適応法における協定ではなく、世田谷区と指定管理者との施設の管理運営に関する協定の例である。

<経緯>

- 令和3年4月、木製の防球ネット支柱転倒による、児童の死傷事故が発生
- 防球ネットの安全性を維持していく上で、設計、構造、施工、点検において統一された共通ルールがない
- 防球ネット施工に携わる者は経験値から危険を察知できても、実際に施設を管理運営する管理者には不明点が多い
- 既設防球ネットの管理基準を設定し、防球ネットの部位名称の統一、各部材の役割、基本的構造、点検方法や管理方法を掲載したマニュアルを、一般社団法人日本防球ネット施設業協会が作成(令和5年4月)

【マニュアルの内容】

第1章 防球ネットについて

第2章 簡易点検

第3章 防球ネット台帳作成

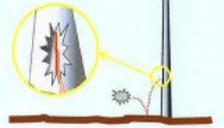
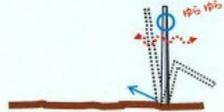
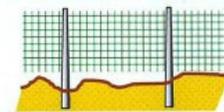
第4章 緊急点検

項目 ⑩ 天井ネット 天井ネットが降下しない(固定されている)		○・×	区分 A
項目 ⑪ 昇降用ウインチ(可動部用機器) ウインチ及び可動部が作動しない		○・×	区分 A
項目 ⑫ かさ上げ 設置時期が明確ではないが、かさ上げをしている		○・×	区分 A
項目 ⑬ 追加防砂ネット(下部オプション) 設置時期が明確ではないが、防砂ネットを追加設置している		○・×	区分 A
項目 ⑭ 周囲の仮設・障害物 防球ネットの周囲に飛散しやすい仮設物(テント、日よけ、小屋等)が常設してある又は、つる草が防球ネットを覆っている		○・×	区分 C
その他の問題			

第4章 4-1 緊急点検表

地震や台風後の防球網の簡単診断です。災害後の施設利用前に○×で点検確認してください。

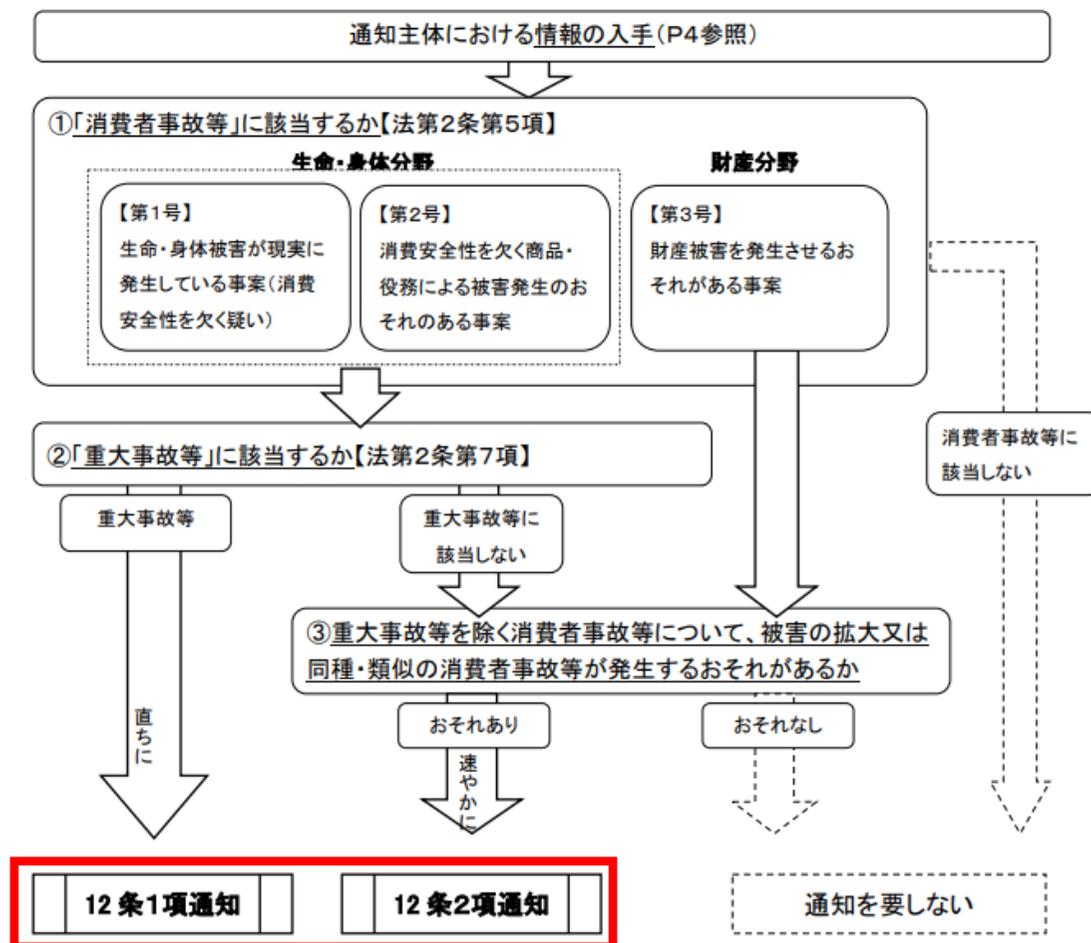
画面も見てね!

質問 ① 支柱が大きく傾いている 右絵のような大幅に傾いている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
質問 ② 柱のひび割れ(PC柱) 支柱がひび割れてコンクリートがはがれ落ちている(内部鉄筋が露わになっている)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
質問 ③ 鋼管柱が曲がっている 支柱の根元が折れている。又は、中間から変形して曲がっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
質問 ④ ジョイントビームが傾いている ジョイントビームが傾いて、概ね1m程度傾いている(平行にずれている、落下している場合も○)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
質問 ⑤ 地面が隆起している 土砂の流出や液状化により地面が隆起し、防球網の基礎や根入れ部分が露出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
質問 ⑥ 飛散物が網に引っかかっている 飛散物(シート物、波板等の風を通さないもの)が網に付いて撤去することができない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※参照URL：一般社団法人 日本防球ネット施設業協会「令和5年度版 既設防球ネット点検マニュアル」
<https://n-boukyunet-fa.com//wp/wp-content/themes/swell/img/maintenancestandards-01.pdf>

● スポーツ庁へ通知すべき消費者事故等

- 重大事故等に該当するもの
- 被害の拡大又は同類・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるもの



- 事故の発生した床板の写真撮影
 - 発生位置の記録
- のほか、
- 床破片の保存
 - 負傷者の衣類保存
- の協力もお願いいたします。

※消費者事故等の報告については、引き続きご協力お願いいたします。

(出典) 消費者庁「消費者事故等の通知の運用マニュアル (令和元年5月7日一部改訂)」

【参考】
 「消費者事故等の通知について(依頼)」平成29年6月2日付け消費者庁消費者安全課、消費者庁消費者政策課、文部科学省大臣官房総務課事務連絡
 「消費者事故等の通知について」令和4年10月3日付けスポーツ庁参事官(地域振興担当)事務連絡

地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、
地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる
環境を整備していくことが求められる。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十二条 国及び地方公共団体は、**国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする**とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、**利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善**、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、**障害者等の利便性の向上を図るよう努める**ものとする。

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

工 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、**性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化**等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により**推進する**。

本ガイドブックについて

以下に該当する地方自治体

- スポーツ施設を保有している
- スポーツ施設を新築・改築しようとしている

こんな人に
活用して
ほしい!

以下を行う、関係する民間事業者・団体等

- スポーツ施設の計画・構想の策定支援
- スポーツ施設の設計・建設
- スポーツ施設の管理・運営
- 民間スポーツ施設を保有

民間事業者が福利厚生施設として保有しているスポーツ施設や、一般開放等を行なっている学校体育施設等でも参考となる



年齢や性別、能力等に関係なく施設を利用しやすくするユニバーサルデザイン化を推進するため、ハード・ソフト両面において配慮すべき事項や取組事例を収集整理

【ガイドブックで扱う対象】

スポーツ施設の利用を想定される属性

障害者	健康者※
① 肢体不自由（立位・車いす利用）	⑧ 高齢の方
② 視覚障害	⑨ 子育て親世代
③ 聴覚障害	⑩ 女性（妊婦/一般女性）
④ 内部障害	⑪ 子ども
⑤ 知的障害	⑫ 外国人
⑥ 精神障害	⑬ LGBTQ+
⑦ 発達障害	



スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 ガイドブック
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00010.htm

※本ガイドブックにおいて、形式上、障害者と健康者と分けているが、「障害者＝健康者（常に健やかな者）ではない」ということではない

本編

第1章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の現状

- スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の現状、課題の整理

第2章 誰もが利用しやすいスポーツ施設のあり方

- スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化のあり方や目指す姿、実現に向けた考え方

第3章 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項

- 具体的に配慮すべき事項について、「課題→対応事項→事例」等といった形で紹介

第4章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて

- ユニバーサルデザイン化の推進に向けたSTEPを解説 <実践編>

資料編

- ユニバーサルデザイン化の推進に向けたチェックシート
- 利用属性ごとのリスクと望まれる配慮事項
- スポーツ施設内の各場所に臨まれる配慮事項
- スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に活用できる支援策
- その他、参考となるガイドブック等の紹介

事例編

- 01 日本財団パラアリーナ（東京都品川区）
- 02 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）（静岡県袋井市）
- 03 鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア（鳥取県鳥取市）
- 04 武豊町屋内温水プール（CCNCプールたけとよ）（愛知県武豊町）
- 05 舞鶴文化公園体育館（京都府舞鶴市）
- 06 シェルターインクルーシブプレイスコパル（山形県山形市）
- 07 武蔵野の森総合スポーツプラザ（東京都調布市）
- 08 かみす防災アリーナ（茨城県神栖市）
- 09 北九州市障害者スポーツセンターエリア（福岡県北九州市）
- 10 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（神奈川県横浜市）
- 11 勤労身体障害者教養文化体育館SAGAパラスポーツセンター（佐賀県佐賀市）
- 12 日野市立南平体育館（東京都日野市）
- 13 町田GIONスタジアム（東京都町田市）

（紙面イメージ） 課題→対応事項→事例

2-1 施設へのアクセス性の確保

課題

- 公共交通を利用してスポーツ施設に来館することができない利用属性や、地域によっては、自動車を利用して来館する人がいます。その利用者の来館に対する障壁とならないよう、駐車場等の受入環境を整備することが求められます。
- 特に、高齢者や妊婦、身体障害のある利用者は、自動車の乗降に苦勞します。介助者・介護者がいる利用者や乳幼児等がいる親にとっては、標準的な駐車スペースだと狭く、不便を感じることがあるため、適切なスペースの確保が必要です。

1. 想定される利用属性を踏まえ、優先駐車場スペースの設置

- 駐車場を設ける際、車いす使用者用駐車施設を設置しましょう。施設までのアクセスを考慮すると、施設の入口に一番近い場所（経路の長さができるだけ短くなる位置）に設けましょう。（入口が複数ある場合は、一か所に固まらずに分散して設置することを検討しましょう）
- 車いす利用者や介助・介護等が必要な人は、乗り降りの際に広いスペースが必要となるため、標準的な駐車スペースに比べて広いスペースを確保しましょう。
- また、車いす利用者専用だけでなく、身体障害者や妊婦等歩行が困難な利用者に対しても、乗降しやすいよう、「障害者等用駐車区画」や「おもいやり駐車場」のスペースの確保も検討しましょう。

参考事例

- 「車いす使用者用駐車施設」の数については、バリアフリー法で基準が定められていますが、施設利用者を想定し、基準以上の数を検討することによって、様々な利用者にとって利便性の高い環境を構築することができますと考えます。



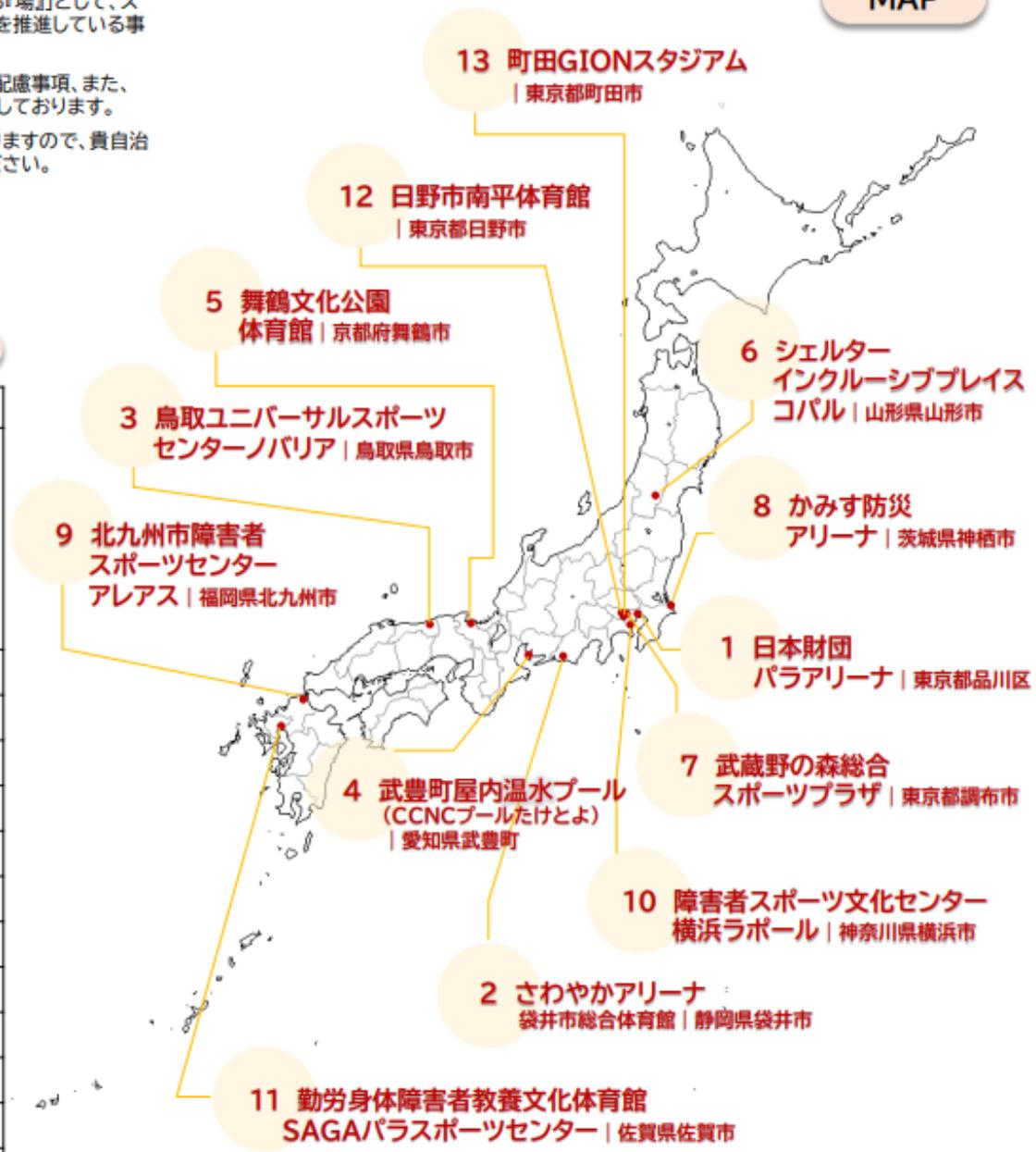
車いす利用者が乗降する自動車（福祉車両等）は、一般車より大きく、横から乗降するものと後ろから乗降するものがあるため、後方部のスペースも確保することが望ましい。もし駐車スペースが確保できない場合は、停車用スペースを別に確保しましょう。



事例編

- 「誰もが気軽にスポーツに親しむことができる『場』」として、スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化を推進している事例について、紹介いたします。
- 事例施設において、各フェーズでの考え方や配慮事項、また、具体的に実施している取組等について、掲載しております。
- 様々な種類や内容の取組事例を掲載しておりますので、貴自治体の取組の内容に合致した事例をご参照ください。

MAP



【掲載事例一覧】

施設名	所在地	種別		区分	竣工年	管理方法	フェーズ					
		体育館・アリーナ	グラウンド・スタジアム				プール	障害者専用施設	構想・計画	設計・建設	管理・維持	その他
1 日本財団パラアリーナ	東京都品川区	○		○	2018	民設民営	●	●	●			
2 さわやかアリーナ 袋井市総合体育館	静岡県袋井市	○		○	2019	PFI	●	●	●			
3 鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア	鳥取県鳥取市	○		○	2020	民設民営	●	●				
4 武豊町屋内温水プール (CCNCプールたけとよ)	愛知県武豊町		○	○	2022	指定管理	●	●	●			
5 舞鶴文化公園体育館	京都府舞鶴市	○		○	1986	指定管理			●	●		
6 シェルターインクルーシブプレイス コパル	山形県山形市	○		○	2022	PFI	●	●	●			
7 武蔵野の森総合スポーツプラザ	東京都調布市	○		○	2017	指定管理		●	●	●		
8 かみす防災アリーナ	茨城県神栖市	○	△	○	2019	PFI	●	●	●			
9 北九州市障害者スポーツセンターアレアス	福岡県北九州市	△	○	○	2012	指定管理			●	●		
10 障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	神奈川県横浜市	○	△	△	1992	指定管理			●			
11 勤労身体障害者教養文化体育館 SAGAパラスポーツセンター	佐賀県佐賀市	○		○	1983	指定管理			●	●		
12 日野市南平体育館	東京都日野市	○		○	2022	指定管理	●	●	●			
13 町田GIONスタジアム	東京都町田市	○		○	1990	指定管理			●	●		

本事例集は、スポーツ庁「令和4年度 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業(スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化等推進事業)」で作成したものです。従って、本事例集の複製、転載、引用等にはスポーツ庁の承認手続きが必要です。

03 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

だから、みんなが使いやすい施設



設置
運営

一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会
☎ (0857) 50-1071 FAX (0857) 50-1074

- 所在地
 - ・鳥取市布勢146-1
 - ・鳥取県立布勢総合運動公園内
- アクセス
 - ・鳥取駅から車で約15分

- 視覚 障害
- 聴覚 障害
- 内部 障害
- 知的 障害
- 発達 障害
- 精神 障害
- 高齢
- 子育て 世代
- 女性
- 妊婦
- 子ども
- 外国人
- LGBTQ+

DATA

- 竣工
 - ・2020年
- 規模
 - ・延床面積 694.43 ㎡
- 総事業費
 - ・約3億円（日本財団の助成10/10）

■主な設備



スポーツ広場
バドミントン2面分



トレーニングルーム



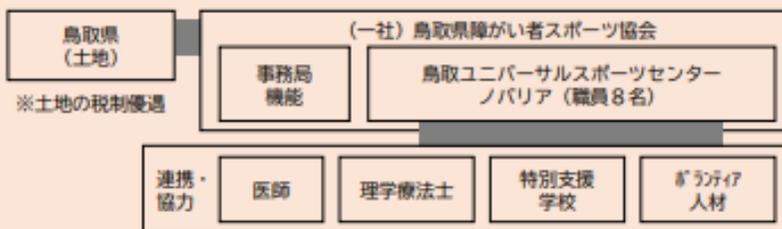
マルチルーム
定員30名



相談室

- <その他設備>
- ・交流スペース
 - ・更衣室（男女別）
 - ・シャワー付き更衣室
 - ・トイレ（男女・多目的）
 - ・器具庫
 - ・駐車場

■体制図



構想・計画

設計・建設

管理・運営

○鳥取県における障害者スポーツの拠点へ

■バリアフリーの枠にとらわれず、誰もが使える施設へ

- ・鳥取県と日本財団とで締結した協同プロジェクトの一つとして「障がい者スポーツの拠点」とすることを目的として設置。
- ・コンセプトは「障がい者が新たにスポーツを始めることのできる場、障害の有無にかかわらず交流ができる場」



○様々な関係者の巻き込んだ検討委員会の設置

■利用当事者が構想段階から参加

- ・鳥取県、障がい者スポーツ協会に加え、身体（感覚・視覚など各種）、知的、精神という3分野の障害者団体担当者が入る検討委員会を開催、当事者側からの意見を集約して方向性を決定。
- ・所有者であり、運営者でもある鳥取県障がい者スポーツ協会のスタッフも検討委員会に参加。構想段階から運営スタッフが入っていたことで、対応の現実性とスタッフにとっての管理のしやすさも踏まえて議論を重ねた。



○当事者の声より、限られた敷地を最大限に

■限られた敷地に必要な要素を入れ込んだ施設

- ・事業費と敷地の兼ね合いから、必要となる設備を優先的に設計。
- ・館内すべて土足利用を可能とし、誰もが気軽に入館できる工夫。

例えば…シャワー室は誰でも利用できる個室更衣室に設置



○誰もが参加できるスポーツ教室の開催

■多種多様なプログラムの企画・実施

- ・障害のある方もない方もスポーツを通して交流することができる教室を開催し、多くの利用者が参加。

健脚改善教室

- ・日時：毎月第1、3、5日曜日
- ・時間：10時～12時
- ・定員：15名
- ・参加費：無料

ニュースポーツ教室

- ・日時：毎月第2、4日曜日
- ・時間：10時～12時
- ・定員：15名
- ・参加費：無料

レクリエーションスポーツ教室①(卓球)

- ・日時：毎月第1、3、5日曜日
- ・時間：13時～15時
- ・定員：15名
- ・参加費：無料

レクリエーションスポーツ教室②(バドミントン)

- ・日時：毎月第2、4日曜日
- ・時間：13時～15時
- ・定員：15名
- ・参加費：無料

○ボランティア（スポーツFunネット）の人材育成

■人材育成プログラムの展開

- ・障害者がスポーツを始める、続けていくことをサポートする人材、また、一緒にスポーツを楽しむ！応援してくれる人材の育成を実施。
- ・研修を受けたボランティアは、ノバリアだけではなく、その他の地域のスポーツ施設での支援等、県内に波及。



【参考】ユニバーサルデザイン化の推進事例

鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

アリーナ (スポーツ広場)

- ▶ 館内すべて土足利用を可能とし、誰もが気軽に入館できる工夫
- ▶ 衝撃を緩和するタラフレックスを採用し、利用者の安全・安心確保
- ▶ 受付などからスタッフの目が行き届くよう、極力側壁をなくした設計

発達障害者や知的障害者をはじめ、暴れたり、激しく動いた際、転倒のリスクが高い。



床にタラフレックス採用、転倒の際のケガのリスクを低減。

利用者が急変、利用に際して困りごと等が生じる。



側壁を極力なくし、受付からスタッフが施設内を見通せるよう工夫。

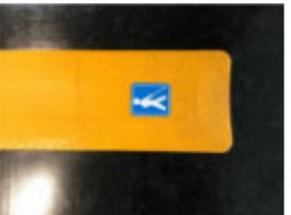
障害者スポーツのラインを毎回設置することが利用者の負担となる。



ポッチャのラインを常設。その他、バドミントンとバスケットコート(半面)。

施設内全体

点字ブロックは、電動車いすや力が弱い方にとって障壁となつとも、つまづく利用者もいる。



利用者の障壁とならず、かつ視覚障害者がわかる点字ブロックを採用。

肢体不自由者や高齢者等、靴の脱ぎ履きが大変である。



館内全て土足利用を可能。利用者やスタッフが定期的にモップ掛けを行い、適切に管理。

視覚不自由者は、同じ色だと視認しづらい場合がある。



それぞれのロッカーと戸の色を格子状にすることで視認性の向上。

その他の取組

スポーツ施設まで行くための交通手段がなく、アクセシビリティが弱い



事業者と連携してUDタクシー(車いすが同乗可)を県で実施。スポーツ教室への参加者の運賃を補助。ドライバー研修等も実施。

- <効果>
- ・利用者UP
 - ・幅広い客層の利用
 - ・高齢者、障害者のリピート乗車
 - ・外出しやすいという声

トレーニングルーム 他

- ▶ 障害者スポーツの資格を持ったスタッフによる指導の実現
- ▶ 誰もが利用、楽しむことができるコンテンツの充実

障害者等でも利用できる機器がわからない。



理学療法士推薦のトレーニングマシン各種を設置。障害者でも利用できる機器。

利用者の障害の度合いや状況に適したトレーニング方法がわからない。



障がい者スポーツ指導の中級以上の資格を有したスタッフが常駐。

スポーツを行う機会が少ない。



ほぼ毎日、障害者だけではなく、誰もが参加することができるスポーツ教室が開催

状況の異なる利用者からの相談にのることが難しい。



医師や理学療法士が定期的にスポーツを行う際の疑問や悩みの個別相談を実施。

車いす等、目線が低い方のために、低い位置にサインを設置。



・マルチルームを用意し、何かあった際の個室として利用。その他、会議やダンス練習等でも利用可。

交流スペースの設置による利用者のコミュニケーションの醸成。



・車いす専用、ハートフル駐車場を設置。施設付近には屋根を設け、雨にも濡れず施設内へ。

その他のスポーツ施設においてユニバーサルデザイン化が進んでいない。

NOVARIA スポーツ推進センター **大募集**

- サポーター 463名
- 派遣実績 246件

(令和5年1月末現在)

「ノバリア」の機能の中部・西部地区への展開として、ノバリアサテライトセンターを設置し、中部・西部地区の障がい者スポーツ教室の拡充、スポーツ相談事業の展開を図り、中部・西部地区の障がい者スポーツのセンターの機能を担う。

利用者現状

利用人数

[利用人数] **12,780人**

[教室延べ参加人数] **4,651人** (令和3年度)

2,857人 (うち、障害者数)

[トレーニングルーム延べ参加者数] **3,100人**

2,730人 (うち、障害者数)

- 効果**
- ・健康者と障害者が交流する機会が増えている。(障害者が気兼ねなく利用可)
 - ・ウッドデザイン賞2020「ソーシャルデザイン部門」を受賞し、市内外に認知
 - ・特別支援学校の卒業生のスポーツ機会の創出

利用者 Voice

- 靴のまま入れたり、車いすのタイヤを拭かずに利用できるのが便利
- 交流スペースや芝生がおしゃれで福祉施設という感じがしない
- コミュニケーションの場となっていて楽しみ
- 自分の障害に合わせたプログラムを組んでもらえて助かった
- さまざまなスポーツ教室があるため、自分にとっては新しいスポーツと出会うことができる
- 障害者は、無料なので年間途中でも登録しやすい

◆地域の身近なスポーツ施設の安全管理

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1386988.htm

◆消費者事故の通知等に関する情報「消費者事故等の通知について(依頼)」平成29年6月2日付け
消費者庁消費者安全課、消費者庁消費者政策課、文部科学省大臣官房総務課事務連絡

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220909-spt_stiiki-300000727_1.pdf

「消費者事故等の通知について」令和4年10月3日付けスポーツ庁参事官（地域振興担当）事務連絡

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.pdf

※スポーツ庁HP掲載箇所：

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1386988.htm

◆日本スポーツ施設協会 木製床指導 管理士の養成講習会

<https://www9.jp-sfa.jp/>

◆一般社団法人 日本防球ネット施設業協会 令和5年度版 既設防球ネット点検マニュアル

<https://n-boukyunet-fa.com//wp/wp-content/themes/swell/img/maintenancestandards-01.pdf>

◆スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 ガイドブック

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00010.htm

ご清聴ありがとうございました



スポーツ庁 ホームページ

地域の身近なスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進

トップ > 政策 > スポーツの場づくり > 地域において、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり > 地域の身近なスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00010.htm



スポーツ庁 (japansportsagency)



スポーツ庁 (@sports_JSA)

【お問い合わせ先】

スポーツ庁 参事官 (地域振興担当) 付 施設企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線3773) / Mail : stiiki@mext.go.jp